

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成20年度 税制改正のあらまし

【株式等を譲渡した場合の特例についての改正(主なもの)】

1 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例(措法37の11)の廃止

上場株式等に係る譲渡所得等に対する10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率の特例が廃止されました(旧措法37の11①)。

なお、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(以下「経過期間」といいます。)に、一定の上場株式等の譲渡をした場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されます(改正法附則43②)。

《適用時期等》

平成20年12月31日以前に行った一定の上場株式等の譲渡については、廃止前の軽減税率の特例(10%(所得税7%、住民税3%)の税率)の適用があります。

○ 上場株式等に係る譲渡所得等の税率

	平成20年12月31日以前	平成21年1月1日～平成22年12月31日	平成23年1月1日以後
税率	所得税 7% 住民税 3%	<p>その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が500万円を超える部分の金額(注)</p> <p>【原則】 所得税 15% 住民税 5%</p>	所得税 15% 住民税 5%
		<p>その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が500万円以下の部分の金額</p> <p>【特例措置】 所得税 7% 住民税 3%</p>	

(注) 経過期間内の各年において、その年中の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が500万円を超える場合には、源泉徴収選択口座に係る申告不要の特例(措法37の11の5)は適用されない(改正法附則45③)ことから、この場合には、源泉徴収選択口座であっても、確定申告が必要となります。

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

※ e-Taxを利用する場合は、事前に開始届出書の提出や電子証明書の取得(費用がかかります。)などが必要となります。

① HPからカンタン申告

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

② 最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名及び電子証明書を付して、e-Taxを利用して行くと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。)

③ 添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。)

④ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮。)



税務署

平成20年5月

この社会あなたの税がいきている

2 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算及び繰越控除制度の創設

確定申告書を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）にその年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除きます。）がある場合には、これらの上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から控除することとされました（措法37の12の2①⑥）。

《適用時期》

この改正は、平成21年分以後の所得税について適用されます。

(注) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例（源泉徴収選択口座内における損益通算）は、平成22年1月1日以後に交付を受ける上場株式等の配当等について適用されず（措法37の11の6、改正法附則46①）。

3 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

(1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率の特例が廃止されました（旧措法37の11の4②）。

なお、特例措置として、経過期間（平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間）内に特定口座内保管上場株式等の譲渡等により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対しては10%（所得税7%、住民税3%）の税率が適用されます（改正法附則45①）。

(2) 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署長への提出を不要とする措置が廃止されました（旧措法37の11の4⑧）。

(3) 居住者等が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した贈与者、被相続人又は包括遺贈者の開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であった上場株式等（引き続きその口座（以下「相続等口座」といいます。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされているものに限り、以下同じです。）で、その相続等口座からのその相続等口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている居住者等の特定口座への移管により受け入れられるものの要件がそれぞれ次のとおり改正されました（措令25の10の2⑬三）。

イ 贈与により取得した上場株式等

居住者等が贈与により取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等はすべて相続等口座から特定口座へ移管がされ、かつ、移管がされる上場株式等が相続等口座に係る上場株式等の一部である場合には、その特定口座においてその移管がされる上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していないこと。

ロ 相続又は遺贈により取得した上場株式等

居住者等が相続又は遺贈により取得した上場株式等のうち、同一銘柄の上場株式等はすべて相続等口座から特定口座へ移管がされること。

※ 相続等口座からその相続等口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座への移管の場合も同様となります（措令25の10の2⑬四）。

- (4) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、特定口座内保管上場株式等について与えられた所得税法第57条の4第3項第5号に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等が追加されました（措令25の10の2㉔十二）。
- (5) 特定口座の移管があった場合において、その移管に係る移管前の営業所の長がした特定口座開設届出書の受理その他の手続が移管先の営業所の長がしたものとみなされるその移管に係る事由の範囲に、金融商品取引業者等の営業所の業務を行う区域の変更により特定口座に関する事務の全部が同一の金融商品取引業者等の他の営業所に移管された場合が追加されました（措令25の10の6）。

《適用時期等》

平成20年12月31日以前に行った特定口座内保管上場株式等の譲渡等については、上記(1)の廃止前の軽減税率の特例（10%（所得税7%、住民税3%）の税率）の適用があります。

上記(2)の改正は、平成21年1月1日以後に源泉徴収選択口座において処理される上場株式等の譲渡等に係る特定口座年間取引報告書について適用されます。

上記(3)の改正は、平成20年4月30日以後に特定口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

上記(4)の改正は、平成20年4月30日以後の取得事由の発生又は行使により特定口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

上記(5)の改正は、平成20年4月30日から施行されます。

4 いわゆる「エンジェル税制」の改正

(1) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設

居住者等が、平成20年4月1日以後に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）により発行される株式を払込みにより取得した場合において、その株式の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除の規定を適用することができることとされました（措法41の19①）。

(注1) 本特例の規定の適用を受けた株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、措置法第37条の13第1項（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）の規定は適用されません（措法41の19②）。

(注2) 特定新規中小企業者に該当する株式会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得したその会社の株式の取得価額から控除されます（措法41の19③、措令26の28の3⑥）。

(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例が廃止されました（旧措法37の13の3）。

《適用時期等》

上記(1)の改正は、平成20年4月1日以後に株式を払込みにより取得をした場合について適用し、その寄附金控除は平成20年分以後の所得税について適用されます。

上記(2)の特例は、平成20年4月30日以前に払込みにより取得をした特定中小会社が発行した株式については、特例廃止後も適用を受けることができます。

5 株式等に係る譲渡所得等に関するその他の改正

- (1) いわゆる三角合併等に伴って、合併法人等が交付すべき合併親法人株式等に一株に満たない端数が生ずる場合において、その端数に応じて金銭が交付されるときは、その端数に相当する金銭はその合併親法人株式等に含まれるものとして、譲渡所得等の金額を計算することとされました（所令83の2）。
- (2) 居住者等が、公募株式等証券投資信託の終了（その公募株式等証券投資信託の信託の併合に係るものである場合には、一定の信託の併合に係るものに限ります。）又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額については、その全額を株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとされました（措法37の10④一）。
※ 公募株式等証券投資信託以外の株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額については、従来どおり、その株式等証券投資信託等について信託された金額（いわゆる信託元本の金額）に達するまでの金額が株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税され、信託された金額を超える部分は、配当所得として課税されます（措法37の10④二、所法24）。
- (3) 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税が廃止されました（旧措法37の14）。

《適用時期等》

上記(1)の改正は、平成20年4月30日以後に行われる合併、分割型分割又は株式交換について適用されます。

上記(2)の改正は、平成21年1月1日以後の公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用されます。

上記(3)は、平成19年分以前の所得税については、なお従前の例によります。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

公益法人制度改革に伴い、次の規定について所要の整備が行われました。

- ① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）
- ② 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34）
- ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）
- ④ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の3）
- ⑤ 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の9の2）

《適用時期》

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成20年12月1日）以後に行う譲渡について適用されます。

※ 平成19年度の税制改正により、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34）の対象となるすべての土地等の譲渡において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しないこととされましたが（措法34③）、この改正は、平成20年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、税務署又は税務相談室（電話相談センター）におたずねください。

また、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、税金に関する疑問について解説をしているタックスアンサーなど、様々な情報等を提供しておりますので、是非ご利用ください。